

運行管理業務の一元化の 更なる検討について

令和6年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

概要

- 安全性を確保した上で遠隔から点呼や運行指示を実施するための個々の制度や機器の要件等について、実証実験等を通じて制度化に向けた検討を進めており、これら個々の制度を組み合わせることにより、ICT機器を活用した運行管理業務の一元化を実現し、運行管理の強化及び輸送の安全性向上に向けた検討を進める。

従前の運行管理

【点呼】

運行管理者が同じ営業所等に所属する運転者に対し、乗務前後に原則対面で点呼を実施



【運行指示、労務管理等】

運行管理者が同じ営業所に所属する運転者に対し、運行指示等を実施



【遠隔点呼の実施】

運用中

ICTを活用し、カメラ・モニターを通じて運行管理者が遠隔から点呼を実施できるようにする



【運行指示者の一元化】

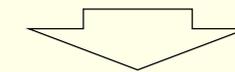
運用中

運行管理者が他営業所の運転者に対しても運行指示等を実施できるようにする



運行管理業務の一元化 (同一事業者内)

運用中



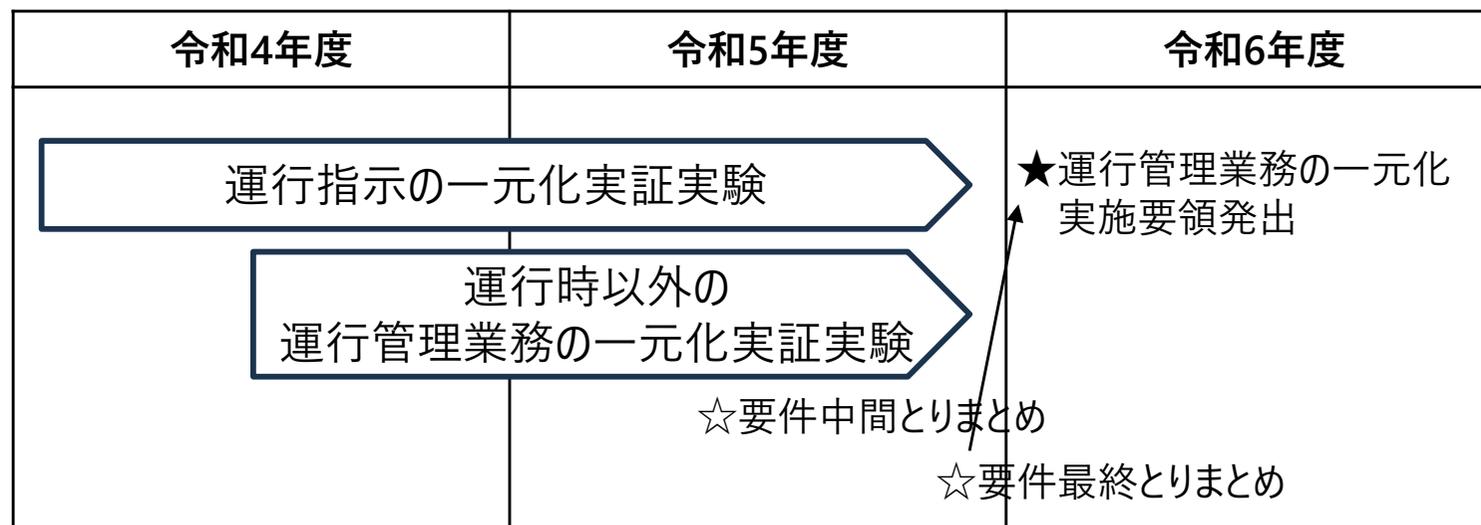
集約営業所



運行管理業務の一元化の検討状況

- 同一事業者間における運行管理業務の一元化について、令和5年度第2回運行管理高度化ワーキンググループ(令和5年12月6日開催)において要件の最終とりまとめを行い、**令和6年4月より実施が可能となるよう、関係通達を发出済**。
- 令和6年9月末時点で、運行管理業務の一元化に係る届出は、延べ24件(トラック:4件、バス:20件、タクシー:0件)にとどまる状況となっている。

これまでの検討スケジュール



【運行管理業務の一元化の概要】

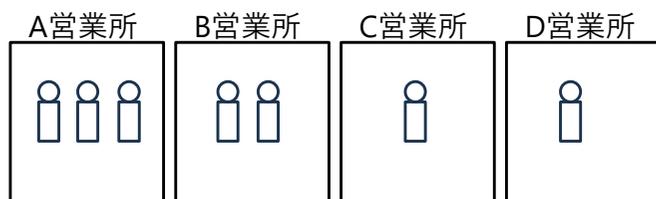
- 届出を行うことにより事業者は、複数の営業所の運行管理業務を、集約営業所で一元管理することを可能とする。
- 運行管理業務の一元化は、事業の種別ごとに実施すること。
- 集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業者が管理する事業用自動車の総数に加え、対象となる被集約営業所が管理する事業用自動車の総数を足し合わせた数に必要な人数とする。
- 被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、被集約営業所が管理する事業用自動車の台数に応じた人数とする。

(例) A営業所(車両数100台),B営業所(車両数50台),C営業所(車両数20台),D営業所(車両数20台)の乗合事業者がA,B,C,Dの営業所の運行管理業務をA営業所に集約した場合

	A営業所	B営業所	C営業所	D営業所
車両数	100台	50台	20台	20台
運行管理者数必要選任数	3名	2名	1名	1名
A営業所に運行管理業務を集約した場合の運行管理者の必要選任数	5名 (合計190台)	2名	1名	1名

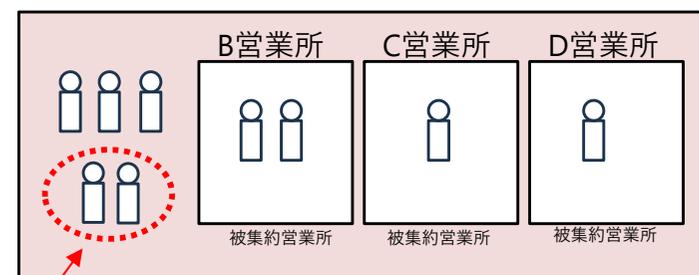
→合計 7名

→合計 9名



: 運行管理者

→ 運行管理業務の一元化



2名追加で選任必要

集約営業所(A営業所)

【選任数の現状】

運行管理業務を一元化し、効率化することで、運行管理者の業務負荷低減を狙っているが、本制度の活用で全体の運行管理者の選任数が増える

現状の考え方

- 現状営業所ごとに、選任すべき運行管理者の最低人数が省令で規定。
- 運行管理業務の責任は被集約営業所の運行管理者に帰属すること、また、非常時には被集約側で運行管理業務を行うことを求めることから、従前と同等の安全性を確保するためには被集約側においても保有台数に応じた運行管理者の選任を求める。

現状の考え方に対する意見

- 運行管理者選任数について、被集約営業所分の保有車両を合算した台数による選任数が必要であり、被集約営業所においても保有台数分に応じた選任数が必要であるが、運行管理者の人数が増えてしまい、運行管理業務を効率化させる目的から逸れるのではないか。
(令和5年度第2回運行管理高度化WGにおける委員意見)
- 遠隔点呼などデジタル技術の導入して運行管理業務を一元化は事業の効率化に役立っている一方、被集約営業所においては、管理業務や営業業務（回数券販売など）は残るが、運行管理業務自体はなくなるため、運行管理者を選任しなくても問題ないと考えている。
- 現行の各営業所における選任要件が、今後の運行管理業務集約の範囲拡大にあたっての課題になる。
(運行管理業務一元化を実施を検討している運送事業者へのヒアリング)



運行管理をDXの活用により1の営業所において集約（一元化）する場合について、被集約営業所に残る運行管理業務を整理。その上で、被集約営業所の運行管理者の選任数についての考え方を改めて検討し、運送業界の人手不足に寄与する制度としていく。

【基本的な方針】

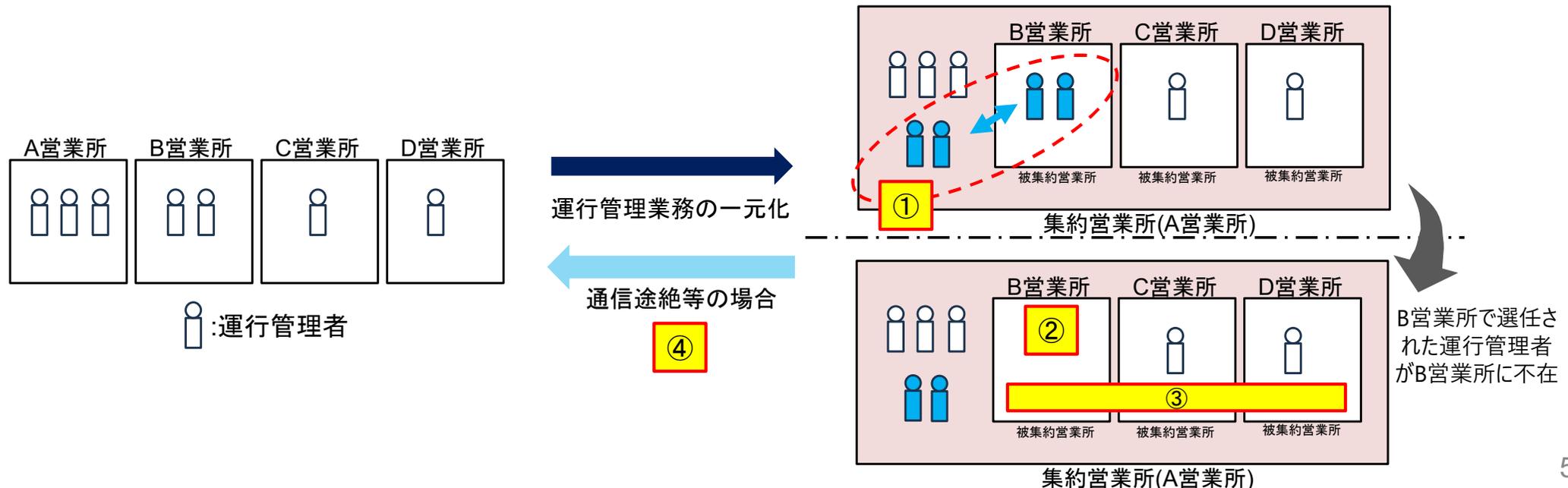
- 従前の営業所における運行管理者の最低人数のルールを守りながら、運行管理業務の一元化を前提に、被集約営業所に選任されている運行管理者を集約営業所においても選任することについて検討
- 被集約営業所において、当該営業所の運転者の状況や、営業区域の気象状況や道路状況について熟知している現地対応の判断ができる「責任を有する者」の配置等、従前と同等の安全性を確保するための方策について検討

【検討の進め方】

- 安全性を確保を前提として、事業者のニーズや、運行管理業務の実態、運行管理業務の一元化の活用方法を確認しつつ、現在運行管理の一元化を実施している事業者や、これから実施しようとする事業者を対象に、必要となる運行管理者の選任数について実証実験等により検討

検討が必要な項目案 (3ページ目の運行管理業務の一元化事例の絵を流用して記載)

- ①一定の条件下で、運行管理者が集約営業所と被集約営業所において選任され、柔軟に業務可能となる検討
- ②被集約営業所において、運行管理者が不在時の被集約営業所の体制の検討
- ③被集約営業所に残される運行管理業務の精査
- ④DXを前提としているため、通信環境途絶時に一時的に従前通りの運行管理業務ができる対応体制の検討



論点 運行管理業務の一元化における運行管理者の選任要件について

- 運行管理業務を一元化し、運行管理業務を効率化した際の運行管理者の選任要件について、P5の基本的な考え方、検討の進め方は適切か
- 選任要件の緩和に向けてP5の検討が必要な項目は適切か